

芦屋市廃棄物運搬用パイプライン代替収集案合意形成業務委託 提案依頼用仕様書

1 業務委託名

芦屋市廃棄物運搬用パイプライン代替収集案合意形成業務委託

2 業務の目的と背景

本業務は、燃やすごみの一部を廃棄物運搬用パイプライン施設（以下「本施設」という。）に代わる「新しいごみ収集システムの計画（案）」（以下「代替収集案」という。）を策定することを目的とする。

また、代替収集案の策定のため、利用者による任意団体（ごみ収集パイプライン利用者の会。以下「利用者の会」という。）との合意形成に至るファシリテートを行うことを含んでいる。

〔業務委託の背景〕

ア) 本市では、芦屋浜及び南芦屋浜の一部区域において、本施設で収集・運搬している。

本施設は、各地区の投入施設から環境処理センターまでを直径 500mm の輸送管で結び、家庭から出る燃やすごみを空気流にのせて収集センター施設まで運搬する施設で、芦屋浜区域のまちづくりに合わせて昭和 54 年から、南芦屋浜区域では、平成 10 年から運用している。なお、燃やさないごみは、パイプラインではなく、車両による収集をしている。

イ) 本市は、平成 30 年度に「芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設の運用期間を定める条例」を制定し、本施設の運用期間を、芦屋浜区域では、平成 31 年（2019 年）3 月 31 日までを限度とし、同様に南芦屋浜区域は平成 33 年（2021 年）3 月 31 日までを限度とした。

ウ) 本市は、代替収集案の策定のため、利用者の会と令和 2 年から協議を行っている。本年度、利害関係者間の協議において代替収集案を中立的な立場で整理し、効率的かつ建設的に合意形成を推進するため、専門的な調整役の導入を行うこととした。

3 履行場所

芦屋市内等（特には環境処理センター）

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 業務内容

(1) 実施内容の概略

利用者の会と月 1 度のパイプラインワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催し、代替収集案の協議・調整及び代替収集案により利用者が抱える課題の整理に関

し、希望する形態や課題解決に向けて意向を整理する。

WG などから整理される課題に対し、利用者が希望する代替収集案におけるメリット・デメリットの可視化、先駆的な事例の紹介等を行い、最終的な代替収集案の方針をまとめる。

また、パイプライン協議会（以下「協議会」という。）を年2度開催し、WG 内で調整した内容の合意ができるよう業務を進捗させる。

2026年度業務予定内容のうち実証実験準備の調整（対象エリアの選定・住民調整）業務は、本業務に含む。

(2) 具体的な実施内容

以下に示す①～⑤の内容を実施すること。なお、①～⑤の過程における協議会・WG 等では会の進行・取りまとめを行うファシリテーション業務・会議録作成業務を含むものとする。

なお、会議録は、協議会について詳細議事録、WG について要約版を作成する。

- ① 協議会・WG への参加、各会議における事前協議（利用者の会代表と調整）と資料の作成及び市担当者事務補助業務
- ② 上記①より得られた内容をもとに課題と対策等の整理
- ③ 代替施設案作成業務（素案協議、法令確認等含む）
- ④ 本業務に関する一切の付随業務
- ⑤ 上記①～④の状況等について、関係各位との協議・調整の際は、上記 WG 同様に協議資料・会議録の作成をすること。

(3) 利用者の会との会合に関する留意事項

利用者の会との会合時には、利用者の会のメンバーのほかに、市民側関係者の出席に留意する。また、事務局として芦屋市職員のほか、その他関係団体の職員が参加することがあり得ることに留意すること。

(4) 納品

ア 納品物

以下①、②で示す資料の電子ファイル（ワード、PDF、イラストレーター等作成に使用したファイル形態に応じたもの）を記録したCD-R 2部及びそれぞれを出力してまとめた紙資料（協議会・WG 等多数人が出席する会の資料は必要部数（おおむね20部）、その他2部）

- ① (2)具体的な実施内容①及び⑤で実施する協議会・WG を行った際の会議録（会議録は利用者の会にも配布することを前提とした内容とすること。）
- ② (2)具体的な実施内容②～④で整理される内容まとめ

イ 納品期日

令和8年3月31日まで

※上記期日で示す納品物は業務終了後の成果品一式に関する納品日であり、会議録や各回を経て整理された資料については、都度、提出を求めるものとする。（会議録・整理資料の作成は次回会議までを目安とし、会議が1か月以上先になる場合は、会議終了後概ね1か月以内を目途に作成・納品すること。）

ウ 納品先

〒659-0032 芦屋市浜風町 31 番 1 号

芦屋市市民生活部環境・経済室環境施設課

6 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに本市に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務の従業者に対して個人情報保護の教育訓練を実施すること。
- (5) 本契約は、個人情報を取り扱う業務であるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、関係法令等のほか、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。なお、特定個人情報を取り扱う場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、関係法令等のほか、別紙「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

7 再委託

再委託は原則禁止とする。再委託する必要がある場合は、事前に再委託範囲及び内容並びに再委託先に関する情報を本市に提示し承認を得ること。

また、再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託において問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

8 個人情報の取扱いの委託に関する検査

- (1) 委託者は、本委託業務に係る個人情報 that 適正に取り扱われているかどうか検証及び確認するため、作業の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況その他本委託契約の規定に基づく必要な措置の状況について、実地検査又は書面検査により確認する。検査実施方法については別途委託者から通知するものとする。
- (2) 個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、受託者を通じて又は委託者自らが再委託先に対して、上記(1)の検査を行うものとする。なお、委託者が受託者を通じて検査を行うこととしたときは、受託者は検査結果について委託者に報告するものとする。個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同

様とする。

9 支払方法

業務完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

10 法令遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、業務の履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- (4) 芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (6) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除に関する要綱
- (7) 芦屋市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びその関係規定
- (9) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、景観法（平成16年法律第110号）及びその関係規定
- (10) 芦屋市都市景観条例（平成21年芦屋市条例第25号）及びその関係規定
- (11) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその関係規定
- (12) 芦屋市住みよいまちづくり条例（平成12年芦屋市条例第16号）及びその関係規定
- (13) 道路法（昭和27年法律第180号）及びその関係規定
- (14) その他契約の履行に必要とされる関係諸法令

11 その他

本提案依頼用仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が双方協議の上、決定する。

以 上

(参考) 今後の検討課題

1 費用負担の割合

- ・代替案設置後の管理費用について、市がどこまで公的費用を負担するのか、また利用者側の負担をどのようにするのかを検討が必要となる。

2 具体的な今後の検討課題

① 新システムの選定・デザイン・運用に関わる課題

- ・新システム（代替案）を住宅形態に応じてどのように選定するか。
- ・代替システムのデザイン（自治体独自の設計と市販品導入のメリット・デメリット、費用比較）。
- ・代替システムの使用期限（製品や設備の想定耐用年数、補修や更新頻度の見込み）。
- ・代替システムの利便性（操作性や安全性、固定方法など、設置後の使用者目線での使い勝手）。
- ・代替システムの安全性（高齢者や子どもの事故防止対策、緊急時（台風など）の取り扱い）。
- ・建物や街並みに調和する色や形の検討。
- ・ごみ出しルールの徹底及び収集時の確認

② 設置場所・インフラ整備に関わる課題

- ・設置場所の決定（道路法・都市公園法・建築基準法などの制約を考慮）。
- ・代替システムの住居への接近問題。
- ・代替システムとごみ収集地点の距離制限。
- ・現場の物理的条件（勾配・強風対策・アンカー固定など）への対応。
- ・におい・深夜の騒音・ごみの散乱防止策の検討。

③ 収集方式・スケジュールに関わる課題

- ・収集回数・曜日・時間（住民の生活パターンや交通状況に配慮した収集頻度・時間帯の設定）。
- ・収集ルートの確認（車両通行（大型・中型車両のサイズ、旋回スペース）や安全対策）。
- ・騒音問題（夜間・早朝の収集による騒音が住環境に与える影響）。
- ・代替収集車のサイズや仕様の検討。

④ 新技術・環境対応への展望

・非接触型のごみ収集の導入（衛生面や作業員の負担軽減を目的とした、スマートロックやセンサー技術を活用した非接触型回収システムの実現可能性）。

・電動車収集車の導入（導入コスト、インフラ整備（充電設備）、CO₂削減効果など、環境負荷低減への影響）。

(参考) 全体スケジュール

1) 2年間の全体スケジュール (2025～2027 年)

この2年間のスケジュールは、ファシリテーターの専門的支援を活用しながら、芦屋市と利用者の会が協力して新しいごみ収集システムの合意形成と実現を目指すものである。

ステップ	期間	活動名
1	2025 年 1 月～3 月	●ファシリテーター導入準備 導入目的を明確化し、必要なスキルや役割を定義します。芦屋市と利用者の会が連携して基盤を整備する重要なステップとなる。
2	2025 年 4 月～6 月	●事前準備とファシリテーター選定 公平かつ効果的な選定プロセスを実現するため、入札要件を整理し、最適な候補者を選出する。
3	2025 年 7 月～8 月	●キックオフ(活動開始) ファシリテーターと関係者全員が初めて顔を合わせ、全体計画を共有する。この段階でプロジェクトが本格始動する。
4	2025 年 9 月～2025 年 12 月	●代替施設案作成と月次議論の進行 ファシリテーターの主導で、月次会議を通じて代替施設案を具体化する。議論を深めることで、建設的な解決策を導き出す。
5	2026 年 1 月～3 月	●実証実験のための代替案の検討と修正 月次議論での成果をもとに、実証実験のための代替案を調整する。意見を集約し、関係者間の合意形成を進める。
6	2026 年 4 月～5 月	●実証実験準備(環境整備と住民調整) 実証実験に向けた準備期間である。対象エリアを選定し、住民との調整や必要な設備の整備を行う。
7	2026 年 6 月～11 月	●実証実験の実施とデータ収集 実際の運用を試行する期間である。実験を通じて得られるデータを分析し、課題を明確化する。 ●代替施設案の意見集約 実証実験等の進捗に応じ、利用者の意見を集約する。
8	2026 年 12 月	●実証結果の評価と次段階への準備 実験結果と利用者の意見集約をもとに評価を行い、改善案を検討する。代替施設計画の承認に向けて改善案を反映する。
9	2027 年 1 月～3 月	●実証実験を踏まえた代替案の作成とゴミパイプライン協議会での承認 実証結果を反映した代替案を作成し、ゴミパイプライン協議会で承認を得る。